

2021年10月19日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

**10月11日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した
追加質問状に対する回答受信および**

本日19日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状について

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決定した当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に基づき、同年9月10日にアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、AIFと併せて以下「AIFら」といいます。）に対して質問状（以下「9月10日付け当社質問状」といいます。）を送付すると共に、同年9月27日にも追加質問状（以下「当社第1次追加質問状」といいます。）を送付し、さらに、同年10月11日にも追加質問状（以下「当社第2次追加質問状」といいます。）を送付致しました。

これらに対して、当社は、AIFらより、10月1日付けで、9月10日付け当社質問状に対する回答書（以下「AIFら第1次回答書」といいます。）をFAXにて受信するとともに（当該回答受信については2021年10月4日付けの当社プレスリリース「9月10日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状（必要情報リスト）に対する回答受信および当社に対するアジアインベストメントファンドらからの質問状受信に関するお知らせ」をご参照ください。）、10月5日付けで、当社第1次追加質問状に対する回答書（以下「AIFら第2次回答書」といいます。）をFAXにて受信していましたが（当該回答受信については2021年10月11日付けの当社プレスリリース「9月27日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状（必要情報リスト）に対する回答受信および10月11日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状について」をご参照ください。）、10月22日午後1時に予定されている当社株主意思確認総会（以下「本総会」といいます。）の開会まで1週間を切った10月15日の深夜になって、ようやく、当社第2次追加質問状に対する回答書（以下「AIFら第3次回答書」といいます。）をFAXにて受信致しました（当社が設定した回答期限は10月12日でした。）ので、後述のとおり、お知らせいたします。

当社では、AIFらの一連の回答内容が、当社株主の皆様が、AIFらによる大規模買付行為等を受け入れるか否かを判断するには依然として不十分な内容であり、そもそもこれまで公表されているAIFらの開示情報の信憑性についても様々な疑義があるため、その回答内容について引き続き仔細に検証を行っている

ところですが、本総会の会日まで数日を残すだけとなったことにも鑑み、特に当社株主の皆様にとって重要度の高い問題を取り上げていた当社第2次追加質問状への回答書である AIF から第3次回答書記載の内容のうち、特に株主の皆様に関心が高いと思われる事項に絞って、本日、当該事項について質問する第3次追加質問状（必要情報リスト）を AIF らに送付しましたので、併せて、別紙にてお知らせいたします。

1. アジア開発キャピタルの筆頭株主が何者であるか等について

当社では、当社第2次追加質問状において、以下の質問を行ってまいりました。

38. 貴社の10月5日付け回答書によれば、アジア開発キャピタルにおいては、2020年11月5日を最後に、「主要株主の異動は発生していない」とのことです。そうであるとすれば、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモン（11月5日時点で30.00%の議決権を保有する株主）、および同じく100%子会社であるサウス・アイル（同13.89%の議決権を保有する株主）が、現在でもアジア開発キャピタルの主要株主であるという理解で間違いないかご回答ください。万一、この認識と異なる見解をお持ちであれば、当社株主にとってアジア開発キャピタルの大株主が素性不明の状態にあることは極めて重大な関心事ですので、「2020年11月5日を最後に主要株主の異動は発生していない」という回答の意味するところを、詳細にご説明ください。なお、主要株主とは、総株主等の議決権の10%以上を実質的に保有している株主を意味することはご高承のとおりです。
39. 貴社の10月5日付け回答書及び大量保有報告書等の公表資料によれば、貴社においては、議決権の30.00%を保有するドルモン、同13.89%を保有するサウス・アイルに、「主要株主としての異動が生じていない」一方で、両社の保有持分は、その後の変更報告書において、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとの共同保有者から突如として外れ、単独での大量保有報告書が提出されることもなく、忽然と姿を消しています。すなわち、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモンとサウス・アイルは、「10%以上の議決権を保有する主要株主である（主要株主としての異動が生じていない）にも拘らず、大量保有報告書・変更報告書には現れず、株主としての行方が分からない」という、論理的には説明が付かない異様な状況にあります。この背景を、詳細にご説明ください。なお、本質問は、貴社の株主における届出の問題ではありますが、そもそも2020年11月2日の貴社適時開示「新株式の譲渡並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にもある通り、貴社取締役会は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルからドルモン及びサウス・アイルの2社に対する新株式の各譲渡を承認した立場にあり、また、同リリースの中で、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとドルモン、サウス・アイルが「実質的に一体である」とも記載があることから、貴社は本質問に回答する上での必要な情報を保持していると理解しております。

かかる質問に対して、AIFらは、AIFら第3次回答書において、大要、「**Dormont International Limited (2021年9月10日の時点で21.89%の議決権を保有する株主。以下「ドルモン社」といいます。)**、及び**South Isle International Limited (同10.14%の議決権を保有する株主。「以下「サウス・アイル社」といいます。)**が、現在でも当社の主要株主です。2020年11月5日を最後に主要株主の異動は発生しておりません。」とした上で、その詳細につき、「当社が2020年10月6日にサンフンカイ・ストラテジック・キャピタルに対して発行した新株式につきましては、引受契約において、割当日から1年間、一定の事由がない限り、株式市場での売却を制限するロックアップ条項を設けています。2020年11月2日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルは資産管理上の理由のため、①100%子会社であるドルモン社に対して、当社の新株式341,730,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡すること、及び、②同じく100%子会社であるサウス・アイル社に対して、当社の新株式158,270,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡することについて、当社の承認を受けました。2020年12月11日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルがドルモン社の株式を不特定多数の投資家からなる資産管理会社 (Vehicles) Team Collection Limited に譲渡し、当社の株式を管理しています。また、2021年2月17日、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルがサウス・アイル社の株式を不特定多数の投資家からなる資産管理会社 Bright Ascent Limited (BVI) に譲渡し、当社の株式を管理しています。Team Collection Limited (BVI) 及び Bright Ascent Limited (BVI) の株式が分割され、不特定多数の一般投資家が両社の株式を保有しています。そのため、上記のそれぞれの期日に、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの共同保有者からドルモン社及びサウス・アイル社が除外されました。なお、全ての譲渡にあたり、反社会的勢力との関連性がないことを確認することを条件としております。また、資産管理会社を通じて当社の株式を5%以上保有する株主がないため、報告義務が発生しておりません。ドルモン社及びサウス・アイル社の株式は、サンフンカイ関連会社に質権設定がされています。」と回答しています。

上記の説明にはやや意味を掴み難いところもありますが、それはさて置くとして、以上の説明がすべて真実であるとしても、**ドルモン社の株式は、「不特定多数の投資家からなる**〔注：「不特定多数の投資家に持分を保有される」の趣旨か〕**資産管理会社 (Vehicles) Team Collection Limited**によって、**サウス・アイル社の株式は「不特定多数の投資家からなる**〔注：「不特定多数の投資家に持分を保有される」の趣旨か〕**資産管理会社 Bright Ascent Limited (BVI)**によって、**それぞれ保有されていることになり、それら不特定多数の投資家の素性は一切不明です。**さらに、**アジア開発キャピタルのアンセム・ウォン社長 (AIFの代表取締役も兼務)**は、様々なマスメディアで、**「サンフンカイはADCの株式を(9月時点で)32%所有する筆頭株主。**ただ、サンフンカイによってわれわれの意思決定が左右されることはいっさいない」「日本での報道を受け、サンフンカイは苦言を呈してきた。なぜADCの投資事業で、しかも(サンフンカイの投資規模からすると)極めて小さな案件で自分たちがレピュテーション(評判)リスクに晒されないといけないのかと。これ以上こっちを巻き込んでくれるなというのが同社の受け止めで、もう(東京機械への投資を)やめてほしいと思っている」(週刊東洋経済 Plus 2021年10月18日付け記事)、**「(——アジア開発の大株主は。)今は香港の会社が約34%を保有しています。(——金融大手のサンフンカイ・グループで**

すね。)ええ。(同グループの)オーナーからは「私たちを巻き込まないでくれ」と言われていますよ(苦笑)。
一部報道で、今回の資金は全てサンフンカイ・グループが提供し、買い付けを指示しているかのように書かれています。まるでSFですね。逆に『目立つな』と怒られちゃっていますから」(ダイヤモンド・オンライン 2021年10月13日付け記事)等と繰り返しており、上記の、ドルモン社(アジア開発キャピタルの議決権の21.89%を保有する英領ヴァージン諸島法人)の株式は、「不特定多数の投資家からなる資産管理会社(Vehicles) Team Collection Limited」によって、サウス・アイル社(アジア開発キャピタルの議決権の10.14%を保有する英領ヴァージン諸島法人)の株式は「不特定多数の投資家からなる資産管理会社 Bright Ascent Limited (BVI)」によって、それぞれ保有されている、というAIFらの主張とは、真っ向から食い違っています。しかも、ウォン社長は、上記の2021年10月18日付けの「週刊東洋経済 Plus」のインタビューでは、当社株式の大量買い上がりの原資につき、「当社(アジア開発キャピタル)の新株予約権を持っていた(香港のサンフンカイ・グループを中心とした)投資家が権利を行使した」「それが進んだおかげで資金を増やせた」と回答するなど、その原資がサンフンカイ・グループであること(言い換えれば、香港のサンフンカイ・グループを中心とした普濟堂及び江川源氏を含む投資家¹が新株予約権を行使して行使価額の払込みを行わなければ、AIFらによる当社株式の大量買い上がりの規模等はかなり小さいものになっていたこと)を自ら明確に認める発言すら行っています。結局、アジア開発キャピタルは、上述した一連の情報開示においては、不特定多数の素性の分からない投資家からなる英領ヴァージン諸島籍の資産管理会社が同社株式を保有していることを理由に、5%以上を保有する株主がいいため報告義務が発生していないとして、同社の経営支配構造に関する質問には実質的に回答しない一方で、他方で、メディアの取材に対してはサンフンカイ・グループが34%を保有する株主であることを自ら明言するという極めて不可解な二重基準に基づく発言を繰り返していることとなります。

AIFらは、AIFら第3次回答書において、「貴社こそが、委任状勧誘規制に違反する疑いがあり、この事実、当社らは強く遺憾の意を示すとともに、速やかにこれら事実と異なる記載等の訂正、削除をすることを求めます」などと述べていますが、自ら(アジア開発キャピタル)の筆頭株主が果たして何者であるかについても全く整合性の取れない主張を繰り返しているのは、AIFらの側であり、AIFらに対しては、上記のAIFら第3次回答書における回答とアジア開発キャピタルの代表取締役社長であってAIFの代表取締役でもあるアンセム・ウォン社長が様々なマスメディアで繰り返している主張のどちらが正しいのかを、明確に書面でご説明されることを強く求めたいと存じます。なお、アジア開発キャピタルの筆頭株主が何者であるかは、当社株式の市場内における大量買集めによる強い強圧性に晒されており、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益に重大な利害関係を有する当社の一般株主の皆様にとって極めて重大な関心事であることはいままでもなく、かかる重要な点について、この期に及んで依然として論理的に整合性のある回答を行わないAIFらに対しては、強い遺憾の意を表したいと思います。

¹ 同時期にサンフンカイ・ストラテジック・キャピタルと共にアジア開発キャピタルの新株予約権(第14回新株予約権)を行使した投資家に、普濟堂及び江川源氏が含まれていることについては、アジア開発キャピタルの2021年4月12日付けプレスリリース参照。

また、ドルモン社とサウス・アイル社が現在アジア開発キャピタルの株式をどの程度保有しているかは上記回答からは不分明ですが、仮に、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルから譲り受けたアジア開発キャピタル株式をそのまま全く処分せずに保有し続けているとすれば、ドルモン社は3億4,173万株、サウス・アイルは1億6,700万株のアジア開発キャピタルをそれぞれ保有していることとなりますが、以下のとおり、ドルモン社とサウス・アイル社とがそれぞれいわゆるノミニー（名義上の株主）である場合にも、ノミニーでない場合にも、現在に至るまでのアジア開発キャピタルの開示又はドルモン社とサウス・アイル社の開示のいずれかは虚偽ないし不適切である又は報告義務懈怠の状態にある疑いがあります。

即ち、①両社がノミニーである場合には、「主要株主」として開示すべきであるのはあくまで実質株主であるため²、2020年12月7日付けで「主要株主」の異動があったとするアジア開発キャピタルの臨時報告書における開示（サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが「主要株主」でなくなり、ドルモン社とサウス・アイル社とがアジア開発キャピタルの「主要株主」となった旨のアジア開発キャピタルの開示は不適切であったこととなります。また、そもそもサンフンカイ・ストラテジック・キャピタル提出に係る2020年11月11日付け変更報告書 No. 1においてドルモン社とサウス・アイル社とを共同保有者と表示していたことも不適切であった（サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルを単独の保有者として報告すべきであった）こととなります³。加えて、あくまで実質株主を基準として「主要株主」を判断すべきである以上、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが、2020年12月11日、ドルモン社の株式を（Vehicles）Team Collection Limited に譲渡し、さらに2021年2月17日、サウス・アイル社の株式を Bright Ascent Limited（BVI）に譲渡して、その後のアジア開発キャピタル株式の処分によって、同社株式についての総株主等の議決権に対する割合が実質的に10%を切るに至ったと思われる2月17日（から3月5日前後⁴）には、アジア開発キャピタルは、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが「主要株主」でなくなった旨の臨時報告書を提出すべきであったものと解されます。

他方、②ドルモン社とサウス・アイル社がノミニーでない場合には、それら両社は、それぞれサンフンカイ・ストラテジック・キャピタルからアジア開発キャピタル株式を譲り受けてから5営業日以内に、自

² 臨時報告書における主要株主の開示に関する主要株主の定義については、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）163条1項の定義が引用されており（企業内容開示府令19条2項4号）、金商法163条1項の定義では「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主」が「主要株主」とであるとされており、また、ここで内閣府令において例外として規定されているのは信託財産としての保有者、引受け・売出関連での一時保有者、信用取引用の貸付けのための保有者（取引規制府令24条）のみですので、他人名義での保有についても自己の議決権としてカウントする必要があるものと考えられます。なお、適時開示上の主要株主の定義についても金商法163条1項の定義が引用されています（有価証券上場規程402条2号b）。

³ この場合には、（Vehicles）Team Collection Limited 及び Bright Ascent Limited（BVI）については、それらがノミニーであった場合には、アジア開発キャピタルの説明のとおり、その背後にいる投資家のうち、実質的にアジア開発キャピタル株式を5%以上保有している者がいないのであれば、大量保有報告書の提出義務はいずれにせよないことになる。

⁴ この時期、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルは、アジア開発キャピタルの第14回新株予約権を順次行使しては同社の株式を順次市場で売却していったため、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルのアジア開発キャピタルに対する議決権割合が正確にいつ10%を切るに至ったのかはにわかに確定し難いが、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが、2021年3月10日付け変更報告書において、3月5日にはアジア開発キャピタル株式の株券等保有割合が10.02%から8.32%になった旨を開示しているので、遅くとも、2月17日からこの3月5日までの間に、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルのアジア開発キャピタルに対する議決権割合は10%を切るに至ったものと考えられる。

ら大量保有報告書を提出すべきであったことになり、両社とも現在に至るまでアジア開発キャピタルの株式に係る大量保有報告書を提出していないため、当該提出義務の懈怠があることとなります。

なお、AIF 第3次回答書においては、ドルモン社及びサウス・アイル社によるアジア開発キャピタル株式の (Vehicles) Team Collection Limited 及び Bright Ascent Limited (BVI) に対する各譲渡後の状況につき、「資産管理会社を通じて当社の株式を5%以上保有する株主がいないため、報告義務が発生していません」と述べられていますが、これは、(Vehicles) Team Collection Limited 及び Bright Ascent Limited (BVI) だけでなく、ドルモン社及びサウス・アイル社についても「資産管理会社」であって、上述のノミニーであることを自認しているのではないかと考えられます。

2. AIF による当社株式の取得の態様について

AIF らは、AIF 第3次回答書において、AIF による当社株式の取得方法について、今になってから、「貴社の代表取締役都並清史氏は、当社らの株式取得に関し時事通信を通じて『非常に（買い増しの手法が）不透明』と発信したり、貴社開示で『不自然な大量買付け』と記載するなど、あたかも当社らが不正な行為で株式を取得したかのような発信を続けていますが、事実は全く異なりますので、敢えて当社らの株式取得方法をお知らせしておきます。まず、各業種の中から調査対象先を複数選定し、企業価値推移と株式価値推移を確認した上で、投資対象先複数社を選定します。次に、有価証券報告書、その他適時開示、お知らせなどから、対象会社の強みと弱み、歴史、財務状況、取締役会の構成、監査役や監査等委員の構成、従業員の状況、関連会社、所有資産などを細かく分析し、売買方針を決定します。その後、売買を実行しますが、貴社株式の取得に関してはアルゴリズム注文を利用しました。アルゴリズム注文とは、事前に登録した条件に合致した場合、自動的に注文が発注され、取引が成立する機能です。具体的には、①まとまった株数を小分けにして自動的に発注するアイスバーグ注文、②事前に指定した指値の気配が表示されると自動的に発注するスナイパー注文（未約定分は一旦取り消し、再度気配が表示されると再度自動的に発注する。）、③株価が当社らにとって有利な方向に動いた場合は、指定した逆指値価格を修正するトレイリング注文を活用して、市場内で貴社株式を取得しました。〔中略〕この取得方法では、大きな注文は板に晒されず、有利な価格で取引できる可能性があります。事前に設定した条件で自動的に売買されることによるデメリットもあります。貴社のいう「不自然な大量買付け」等は、貴社のアルゴリズム注文に対する理解不足もしくは無知に起因した的外れの想像に過ぎませんので、しっかりお調べいただいてからご主張いただきたいと存じます。」と述べています。

しかしながら、そもそもこれでは、AIF が当社株式を初めて取得した 2021 年 6 月 9 日における当社の株価は、安値でも 701 円（高値は 750 円）であって、この株価水準は、その直前の営業日である同年 6 月 7 日と翌 8 日を除くと、2018 年の年初以来、最も高い株価水準であったことの不自然さを全く説明できていませんし、（アジア開発キャピタルのいう「アルゴリズム注文」の内実は判然としないものの）仮に、上記説明のとおり、アルゴリズム注文を利用して、当社の株価が上がらないような形で当社株式を買い付け

ることは可能であるとしても、当社の株価が上昇していないのであれば、買い注文と対当する売り注文が従前の取引数量からすれば異常といえるほど急増する合理的な理由が全くありません。アジア開発キャピタルの上記説明からすれば、アルゴリズム注文を利用して当社株式の買集めを行おうとしたところ、従前の取引数量からして異常に大量の当社株式の売り注文が、しかも株価を大きく引き上げないような価格帯で出てきたということになりますが、そのような都合のいい異常な事態が偶然で生じるとは到底思えません。

AIFらは、このような本件大量買集めの不自然さを糊塗するために、「アルゴリズム注文」を利用したからである等と強弁していますが、「アルゴリズム注文」を利用したことは、上記の不自然さを全く説明できていないことは明らかです。

以 上

2021年10月19日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中

アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都並 清史



アジアインベストメントファンド株式会社及び アジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状

貴社グループに対する以下の追加質問事項につき、当社株主の皆様から見て分かりやすい形でご回答ください。なお、「貴社」とは、アジア開発キャピタル株式会社を、「貴社グループ」とは、アジア開発キャピタル株式会社、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）を始めとする貴社連結子会社、持分法適用会社、その他のグループ会社をいいます。また、貴社グループによる当社株式を対象とする買集め行為を、「本買集め」といいます。回答にあたっては、既存の公表資料等の参照先を示すだけでなく、当社株主に分かりやすく、具体的に、書面にてご回答ください。（2021年9月10日付けで当社より貴社に送付した質問状（必要情報リスト 37 項目）及び当社第2次追加質問状を原質問状として、新たに質問を追加させていただきます。）

記

44. 貴社のアンセム・ウォン社長は、様々なマスメディアで、「サンフンカイはADCの株式を（9月時点で）32%所有する筆頭株主。ただ、サンフンカイによってわれわれの意思決定が左右されることはいっさいない」「日本での報道を受け、サンフンカイは苦言を呈してきた。なぜADCの投資事業で、しかも（サンフンカイの投資規模からすると）極めて小さな案件で自分たちがレピュテーション（評判）リスクに晒されないといけないのかと。これ以上こっちを巻き込んでくれるなというのが同社の受け止めで、もう（東京機械への投資を）やめてほしいと思っている」（週刊東洋経済プラス2021年10月18日付け記事）、「（――アジア開発の大株主は。）今は香港の会社が約34%を保有しています。（――金融大手のサンフンカイ・グループですね。）ええ。（同グループの）オーナーからは「私たちが巻き込まないでくれ」と言われてますよ（苦笑）。一部報道で、今回の資金は全てサンフンカイ・グループが提供し、買い付けを指示しているかのように書かれていますが、まるでSFですよね。逆に『目立つな』と怒られちゃっていますから」（ダイヤモンド・オンライン2021年10月13日付け記事）等と繰り返しておられますが、かかる説明は、10月15日付けで貴

社らが当社に送付してきた当社の 10 月 11 日付け追加質問状に対する回答書における、ドルモン社（アジア開発キャピタルの議決権の 21.89%を保有する英領ヴァージン諸島法人）の株式は、「不特定多数の投資家からなる資産管理会社（Vehicles）Team Collection Limited」によって、サウス・アイル社（アジア開発キャピタルの議決権の 10.14%を保有する英領ヴァージン諸島法人）の株式は「不特定多数の投資家からなる資産管理会社 Bright Ascent Limited（BVI）」によって、それぞれ保有されているという説明とは真っ向から食い違っています。上記回答書における貴社らの回答と貴社の代表取締役社長であって AIF の代表取締役でもあるアンセム・ウォン社長が様々なマスメディアで繰り返しておられる主張のどちらが正しいのか、このような食い違いが生じていることについての具体的な事情の説明とともに、書面にて明確にご説明下さい。

45. サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの 100%子会社である Dormont International Limited（以下「ドルモン社」といいます。）及び同じく 100%子会社である South Isle International Limited（以下「サウス・アイル社」といいます。）は、ノミニー（名義上の株主）であるのか、ご回答ください。ノミニーであるとすれば、「主要株主」として開示すべきであるのはあくまで実質株主であるため、2020 年 12 月 7 日付けで「主要株主」の異動があったとするアジア開発キャピタルの臨時報告書における開示（サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが主要株主でなくなり、ドルモン社とサウス・アイル社とがアジア開発キャピタルの「主要株主」となった旨のアジア開発キャピタルの開示）は不適切であったことになると思われますが、この点に関する貴社の認識を具体的にご回答ください。
46. AIF が当社株式を初めて取得した 2021 年 6 月 9 日における当社の株価は、安値でも 701 円（高値は 750 円）であって、この株価水準は、その直前の営業日である同年 6 月 7 日と翌 8 日を除くと、2018 年の年初以来、最も高い株価水準であって、かかる株価水準の下で当社株式の大量買い上がりを開始したことは、2021 年 8 月 27 日に行われ、貴社らが同年 10 月 18 日にその録音音源を突如公開した当社の都並清史・代表取締役社長らと貴社らの代表取締役であるアンセム・ウォン・アジア開発キャピタル社長（AIF 代表取締役）らとの面談において、当社株式を何故買ったのかとの当社都並社長の質問に対して、ウォン社長が、「株価が安かったから」「御社のことは、株価が 250 円という割安感だった時から、1 年前よりウォッチしておりました」等と語ったことと明らかに矛盾しています。この矛盾につき、合理的な説明をお願い致します。
47. AIF は、下記【表】の網掛け部分のとおり、2021 年 7 月 13 日には当社株式を 2.94%、同月 14 日には 6.81%、同月 15 日には 6.11%、同月 19 日には 2.44%、同月 20 日には 2.71%、同月 21 日には 6.19%と、異常ともいえるほど大量の債務者株式を、それぞれわずか 1 日のうちに市場内で取得していますが、上記各日の株価増減率は、7 月 13 日には -12.75%、同月 14 日には +2.77%、同月

15日には+0.95%、同月19日には+3.07%、同月20日には+1.50%、同月21日には-1.60%と、ほとんど上がっていないどころか、かえって下落している日すらあります。仮に、貴社らが主張するとおり、アルゴリズム注文の手法で、株価が上がらないようにしながら当社株式を取得できるとしても、このように株価が下落している日やさほどの上昇を見せない日に、2%超~6%超という大量の当社株式が売りに出ることなど常識では考えられません。しかも、これら6営業日のうち、AIFによる市場関与率は、7月13日を除き、40%~60%という異常な高率に上っています。以上のような異常な状況が生じるのは、AIFが予めこれら大量の当社株式の売り手と意を通じていたからではないかと考えざるを得ませんが、仮にそうでないとすれば、どうしてこのような異常な状況が生じるのかにつき、合理的な説明をお願い致します。

【表】

日付	出来高	債権者アジアインベストメントファンドの買付数	市場関与率	株価増減率
2021.8/19	274,700	9,000	3.28%	-4.49%
2021.8/18	299,100	14,400	4.81%	-2.14%
2021.8/17	195,400	13,400	6.86%	-8.15%
2021.8/16	462,900	154,600	33.40%	-4.65%
2021.8/13	475,200	102,500	21.57%	8.18%
2021.8/12	199,300	18,900	9.48%	-2.06%
2021.8/11	301,500	46,300	15.36%	-7.63%
2021.8/10	189,600	18,000	9.49%	-0.85%
2021.8/6	254,600	400	0.16%	6.18%
2021.8/5	278,600	36,400	13.07%	-2.35%
2021.8/4	411,700	20,600	5.00%	2.98%
2021.8/2	1,065,900	48,100	4.51%	3.36%
2021.7/27	1,542,300	61,000	3.96%	4.17%
2021.7/26	735,400	7,800	1.06%	10.01%
2021.7/21	884,800	540,600	61.10%	-1.60%
2021.7/20	526,600	236,700	44.95%	1.50%
2021.7/19	515,600	212,700	41.25%	3.07%
2021.7/16	503,600	17,300	3.44%	6.98%
2021.7/15	998,500	533,300	53.41%	0.95%
2021.7/14	1,129,200	594,600	52.66%	2.77%
2021.7/13	1,410,300	257,000	18.22%	-12.75%
2021.6/24	233,900	18,200	7.78%	-0.67%
2021.6/23	257,200	27,500	10.69%	-0.92%
2021.6/21	514,500	11,000	2.14%	4.19%
2021.6/18	542,800	52,000	9.58%	-2.08%
2021.6/17	638,400	43,100	6.75%	5.95%
2021.6/16	885,700	66,100	7.46%	1.65%

日付	出来高	債権者アジアイン ベストメ ントファン ドの買付数	市場関与率	株価増減率
2021.6/15	2,233,100	158,700	7.11%	-2.52%
2021.6/10	381,600	500	0.13%	4.14%
2021.6/9	414,300	25,100	6.06%	-5.38%

以上の質問について、本総会の開催が2021年10月22日に迫っていることに鑑み、その前日の10月21日（木曜日）17時までに書面にてご回答ください。

以 上